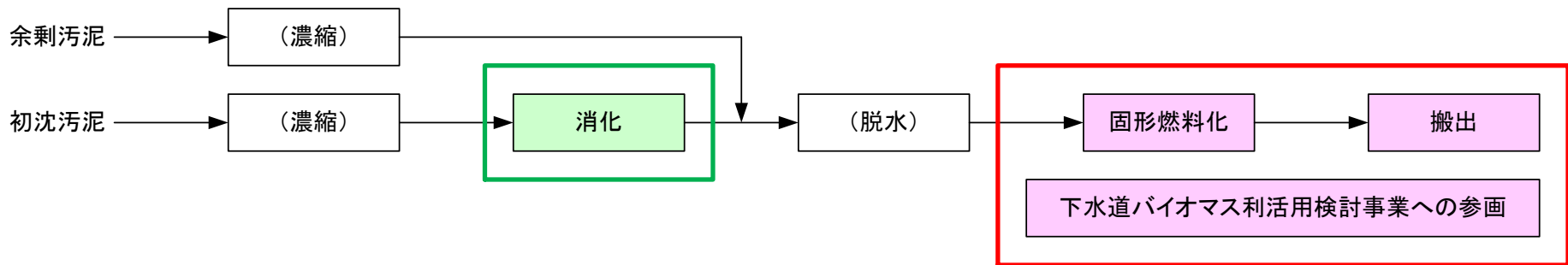


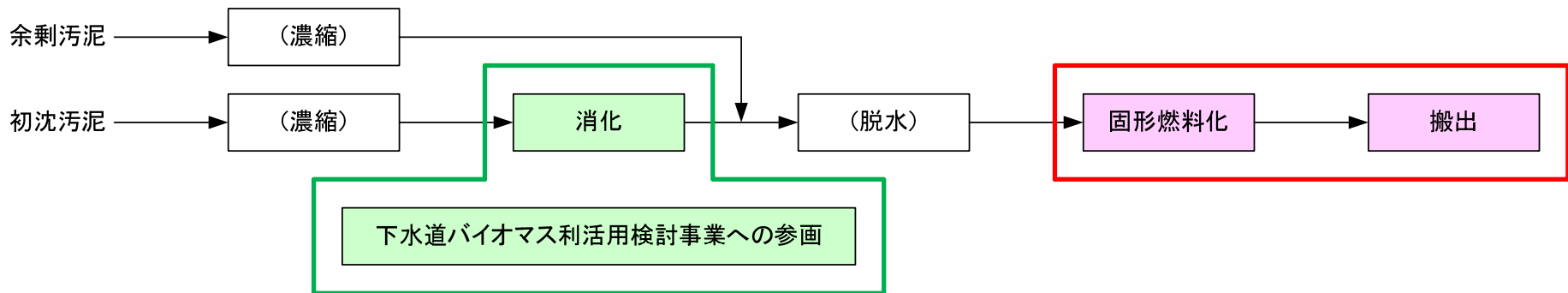
参考資料 事業範囲について

湖南中部浄化センターの3号焼却炉の次期汚泥処理方式として「最初沈殿池引抜汚泥の嫌気性消化+下水汚泥固形燃料化」をメインストリームとし、下水汚泥コンポスト化および水草等下水汚泥以外のバイオマスの投入については、県が別途実施する予定の「下水道バイオマス利活用検討事業」へ参画することとした場合の事業範囲（案）を以下に整理した。

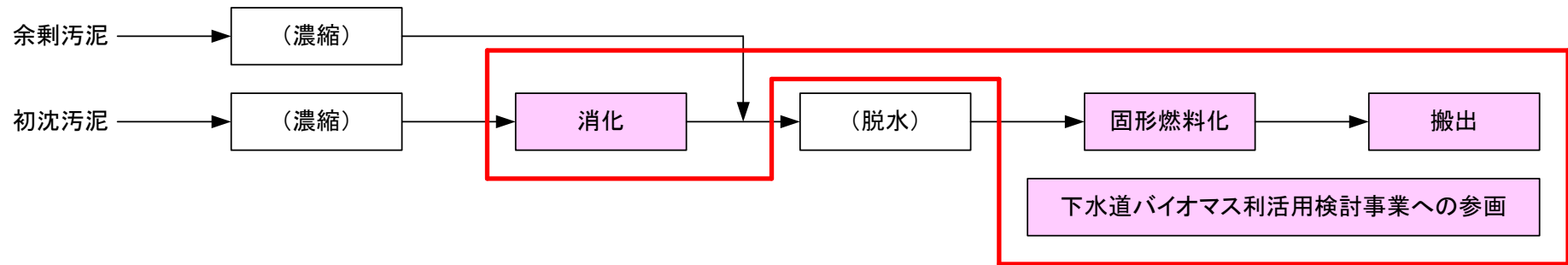
ケース① 消化設備の建設はDB、維持管理は仕様発注とし、固形燃料化以降をDBOとする。下水道バイオマス利活用検討事業への参画はDBO範囲の中に含める。



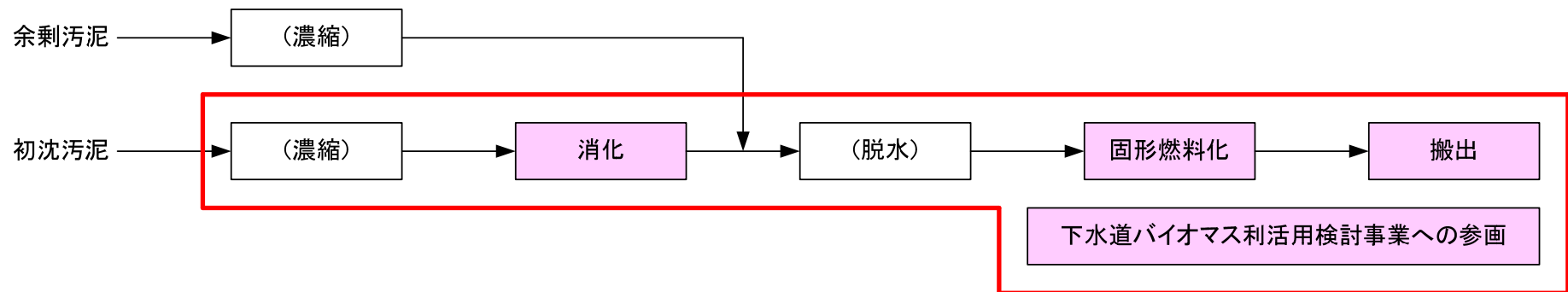
ケース② 消化設備の建設はDB、維持管理は仕様発注とし、固形燃料化以降をDBOとする。下水道バイオマス利活用検討事業への参画はDB範囲の中に含める。



ケース③ 消化および固形燃料化以降（下水道バイオマス利活用検討事業への参画を含む）を DBO とする。



ケース④ 初沈汚泥の濃縮以降（下水道バイオマス利活用検討事業への参画を含む）を DBO とする。



事業範囲については今後、既存の維持管理事業者へのヒアリング等も行った上で基本設計の段階で検討する予定であるが、以下の点について留意する必要がある。

- ・消化プロセスの追加により、脱水の運転方法の変更が想定される。
- ・消化プロセスにおいて、高濃度消化の提案があった。この場合、濃縮プロセスへの薬注設備の追加や仕様変更、運転方法の変更が想定される。
- ・濃縮、消化、脱水、固形燃料化の各プロセスは密接なつながりがあり、前段の処理結果が後段の処理に影響をおよぼすことが想定される。

これらを踏まえると、維持管理事業者としてはケース④を希望することが想定される。また、濃縮プロセスへの薬注設備の追加や仕様変更が必要な場合、これも DBO の範囲内に含めることが望ましい。

※下水道バイオマス利活用検討事業について

滋賀県琵琶湖環境部下水道課では、2019 年度より「下水道バイオマス利活用検討事業」に取り組む予定である。本取り組みは、琵琶湖で大量に繁茂する【水草】と下水道から発生する【汚泥】という二つの課題を新たな資源として活用し、地域における資源循環を構築して、課題解決を目指すものである。

本事業では、下水汚泥の嫌気性消化によるバイオガスの有効利用（発電）と消化汚泥のコンポスト化（緑農地還元）をベースに、消化に際して水草等の地域バイオマスを取り込むことを想定している。下水汚泥の有効利用に併せ、様々なバイオマス（水草等）を混合処理し、エネルギーの創出と新たな地域バイオマスの循環を構築するものである。